

鈴鹿川流域地下水調査解析業務委託公募型プロポーザル方式に係る実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鈴鹿川流域地下水調査解析業務委託（以下「業務委託」という。）を実施するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による事業者選定に関して必要な事項を定める。

(参加募集等)

第2条 鈴鹿市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、プロポーザルに参加する事業者を募集するため、鈴鹿市上下水道局公告式規程（昭和44年鈴鹿市水道部管理規程第1号）により公告するとともに、鈴鹿市上下水道局ウェブサイトにおいて公表するものとする。

(受託候補者選定方法)

第3条 業務委託の受託候補者選定に当たり、プロポーザルにおける企画提案を評価するため、鈴鹿川流域地下水調査解析業務受託候補者選定審査委員会の設置等に関する要綱に基づき、鈴鹿川流域地下水調査解析業務受託候補者選定審査委員会（以下「委員会」という。）において審査し、管理者が選定する。

(参加資格審査等)

第4条 委員会は、事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、事業者のプロポーザルへの参加について審査する。

2 審査の結果、プロポーザルへの参加を有すると認めた事業者（以下「参加事業者」という。）には、参加資格審査結果通知書（第4号様式その1）の送付により、企画提案書の提出を要請する。

3 審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有しないと認めた事業者には、参加資格審査結果通知書（第4号様式その2）の送付により、プロポーザルへ参加できない旨を通知する。

(第一次審査)

第5条 委員会は、提出された企画提案書等書類について鈴鹿川流域地下水調査解析業務委託公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき第一次審査を行い、上位の5者を選定する。審査結果の通知は、第一次審査結果通知書（第14号様式）により、企画提案書の提出のあった全ての者に通知するものとする。

2 第二次審査の対象となった者には第二次審査の日時等を記載して通知する。

(第二次審査)

第6条 委員会は、第二次審査の対象となった者に企画提案書に基づいたプレゼンテーションの機会を設け、ヒアリングを実施する。

2 審査は、審査基準に基づき評価及び採点が行われ、第一次審査と第二次審査の合計点が最も高い者を最終受託候補者として選定する。

3 同点の者が複数いる場合には、原則として提案金額の安価な者を上位とする。

- 4 評価の順位付けは全ての第二次審査対象者に対して行い、公表は1位のみとする。
- 5 第二次審査対象者が1者の場合は、審査基準における企業技術者要件の評価点が60点以上、企画提案書要件の評価点が96点以上、プレゼンテーションの評価点が60点以上により受託候補者とする。

(審査結果の報告)

第7条 委員会は、審査結果を管理者に報告しなければならない。

(最終受託候補者の決定及び通知)

第8条 管理者は、前条の規定による報告を受け最終受託候補者を決定する。

- 2 管理者は、最終受託候補者に選定された参加事業者に対し、選定結果通知書(第16号様式その1)の送付によりその旨を通知する。
- 3 管理者は、前項の規定による通知について、事前に鈴鹿市請負工事等執行部会(以下「執行部会」という。)に報告するものとする。

(非選定結果の通知)

第9条 管理者は、最終受託候補者に選定されなかった参加事業者に対し、選定結果通知書(第16号様式その2)の送付によりその旨を通知する。

- 2 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 管理者は、非選定理由について説明を求められたときは、書面による申し出があった場合に限り、説明を求めることができる日の翌日から起算して15日以内に、書面により回答するものとする。
- 4 管理者は、前項の規定による回答の内容を、事前に執行部会に報告するものとする。

(契約の締結)

第10条 管理者は、鈴鹿市上下水道局契約等に関する規程(平成17年度鈴鹿市水道局管理規程第3号)に基づき最終受託候補者と契約条件について協議の上、業務委託契約を締結する。

- 2 業務委託契約は、鈴鹿市上下水道局がプロポーザルの公告で示した内容及びこの要領を仕様の基本とし、最終受託候補者の提出した企画提案書の内容を踏まえて締結する。

(失格要件)

第11条 管理者は、参加事業者が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当した場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 参加申込書、企画提案書及びこれらの添付書類の作成に関して不正があった場合
- (2) 鈴鹿川流域地下水調査解析業務委託公募型プロポーザル募集要項第5項各号に掲げる参加資格要件のいずれかを満たさないことが判明した場合
- (3) 選定の公正性又は公平性を害する行為が場合

(事実と異なる書類等の取扱い)

第12条 参加事業者の提出書類及び参加資格に事実と異なることが判明した場合は、その内容を委員会が審査し、その取扱いについて決定するものとする。

- 2 委員会は、必要に応じて当該参加事業者に対し、前項の内容についてヒアリングを行うことができる。
- 3 管理者は、第1項の内容が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうおそれがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。
(次順位の繰上げ)

第13条 管理者は、最終受託候補者に委託業務を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であった者から順に業務委託の契約交渉を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月18日から施行する。
(この要領の失効)
- 2 この要領は、最終受託候補者と当該業務委託の契約を締結した日限り、その効力を失う。